

津久見市地区集会所等整備事業費補助金交付要綱【概要】

1 事業の趣旨

地区集会所及び自治公民館の新築、改築、購入、増築、改修、修繕を行う自治組織に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもの。

2 補助対象者

地区集会所の指定管理者及び自治公民館の管理者

3 補助の対象となる整備の内容

新築、改築、購入、増築、改修、修繕

※次に掲げるものを除く。

- ・用地取得及び造成工事に要する費用
- ・外構工事に要する費用
- ・既存の建物の解体及び処分に要する費用
- ・備品等の購入費用
- ・購入に要する仲介手数料及び登記費用等
- ・設計、工事監理、建築確認及び完了検査申請等に要する費用
- ・各種保険料
- ・その他事務経費及び公租公課

※補助金交付後、10年間は補助金申請することができない。

4 補助金について

●新築、改築、購入又は増築の場合

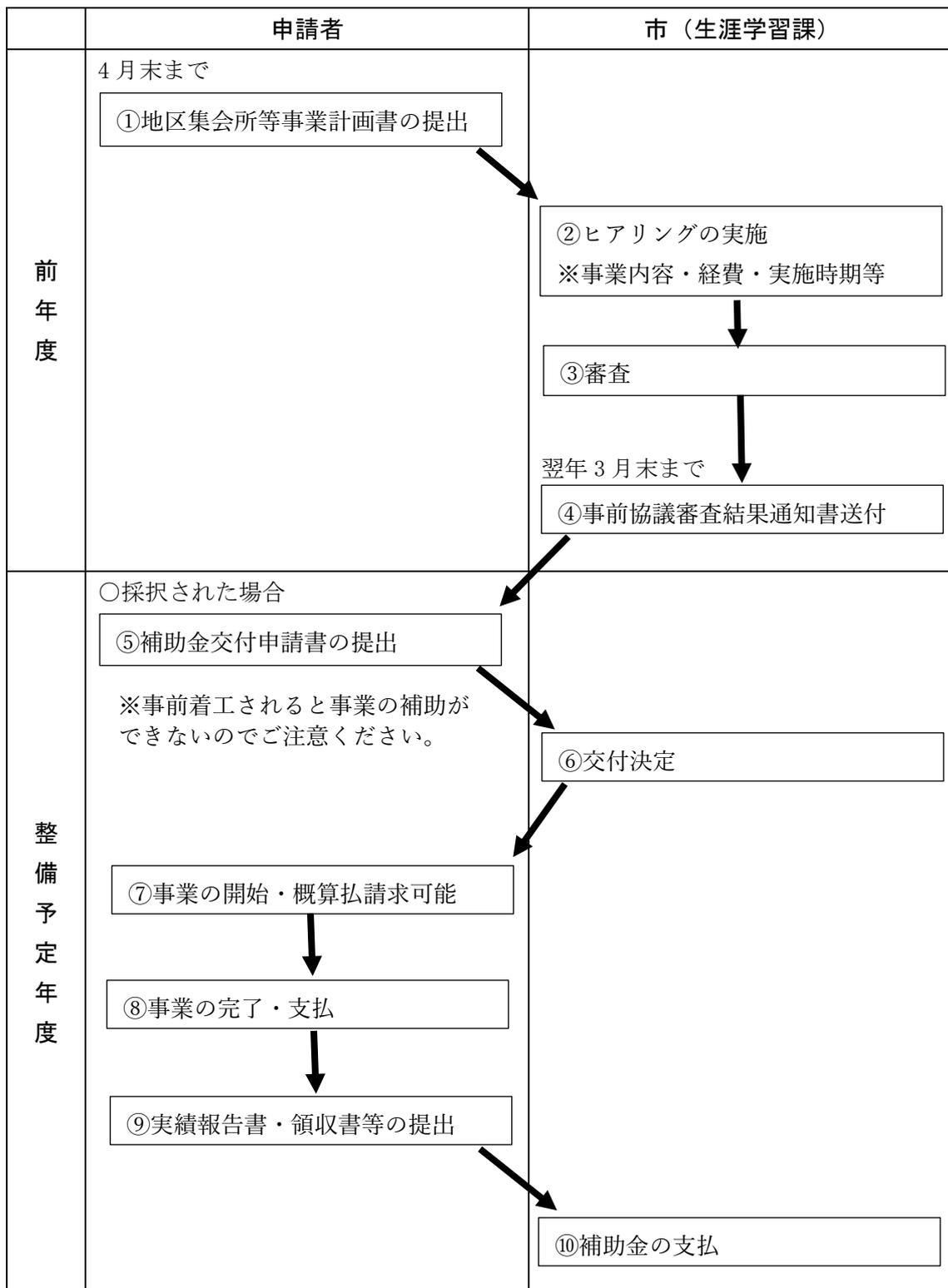
世帯数	補助率	補助対象経費が500万円以内の補助額	補助対象経費が500万円を超えた部分の補助額	補助限度額
100世帯以内	3/4	補助対象経費に補助率を乗じた額	補助対象経費から500万円を減じた額に1/4を乗じた額	500万円
101世帯以上 200世帯以内	2/3			
201世帯以上	1/2			

※地区集会所の『新築』については、この限りではない。(別途協議とする。)

●改修又は修繕の場合

世帯数	補助率	補助対象経費	補助額	補助限度額
100世帯以内	3/4	20万円以上	補助対象経費に補助率を乗じた額	300万円
101世帯以上 200世帯以内	2/3			
201世帯以上	1/2			

補助金までのスケジュール



問い合わせ先

市教育委員会生涯学習課 生涯学習班 電話 82-9528